

## 愛犬の登録はお済ですか？

犬を飼われている方は、市町村で犬の登録をしなければなりません。  
飼い始めたときに1度登録すると更新の必要はありませんが、次のようなときには届出が必要になります。

- ・町外から転入したとき
- ・町外へ転出したとき（転出先の市町村）
- ・転居して住所が変更したとき
- ・飼い主を変更したとき
- ・飼い犬が死亡したとき

### ○狂犬病予防注射

犬の飼い主は、狂犬病予防注射を毎年1回受けさせることが法律で義務付けられています。幌延町では、毎年5月に集合注射を実施していますが、受けられなかった場合は、かかりつけの動物病院か留萌地区農業共済組合北部支所幌延家畜診療所で受けてください。

☆4月1日（金）～9月30日（金）は野犬掃とう期間です☆

幌延町のほか、近隣4町（天塩町・中川町・豊富町・中頓別町）では、期間を定めて野犬掃とうを実施しています。

登録畜犬であっても、期間中係留されていない犬はすべて野犬とみなし、誤殺しても町は責任を負いませんので、必ず係留しましょう。

「ペットは家族の一員です。マナーを守り、正しく飼いましょう」

問い合わせ先

住民生活課生活環境グループ 電話 5-1115・告知端末 5-8812

## 水道・下水道のお知らせ

### 水質検査計画及び水質検査結果について

幌延町では、安心・安全な水道水を提供するために水質検査計画を策定し、毎月、水道水の水質検査を行っています。検査結果は良好で、検査結果の詳細については、建設管理課管理グループのカウンターで自由に閲覧できるようになっています。

また、水道水の汚れを防止するために、水道管内の掃除や水道管の更新を計画的に行っています。その際には、断水になることもありますので、ご理解ご協力をお願いします。

### 水道・下水道の届出等について

水道・下水道について、こんなときには必ず事前に届け出をお願いします。

- ・水道・下水道の使用を始めようとするとき
- ・長期間使用しないとき ・水道・下水道の使用をやめるとき
- ・転居をするとき
- ・使用者が変わったとき（死亡などにより名義人が変わった場合も含む）
- ・用途（一般家庭用・官公署団体用・営業用など）が変わったとき
- ・給水装置・排水設備の新設や撤去等をするとき

### 検針・料金徴収業務について

幌延町では、水道メーターの検針・料金徴収業務を委託しています。検針は毎月1日から8日の間に行いますのでご協力をお願いします。

委託を受けた者 幌延地区 佐々木 理佳 さん  
問寒別地区 和田 和子 さん

委託期間 平成28年4月1日～平成29年3月31日

### 水道・下水道料金のお支払いについて

水道・下水道料金の支払い忘れ等が多くあります。

毎月お支払いいただく水道・下水道使用料は、支払い忘れの防止のためにも、便利な口座振替をご利用ください。手続きは金融機関（稚内信金幌延支店・幌延町農協・郵便局）で簡単に申し込みができます。

詳細につきましては、下記担当までご連絡ください。

お問い合わせ先：幌延町役場 建設管理課 管理グループ（上・下水道係）  
TEL: 5-1116 告知端末 5-8816

情報

## インフォメーション

### 運転免許更新時講習のお知らせ

#### 違反運転者講習（2時間）

5月10日（火）15時から  
天塩町社会福祉会館

#### 初回更新者講習（2時間）

5月10日（火）10時から  
天塩町社会福祉会館

#### 一般運転者講習（1時間）

5月10日（火）13時45分から  
天塩町社会福祉会館

#### 優良運転者講習（30分）

5月10日（火）13時から  
天塩町社会福祉会館  
5月11日（水）18時30分から  
消防署幌延支署2階

## 平成28年度自動車税の納税のお知らせ

自動車税の納期限は5月31日（火）です。納期限までに納めましょう。

○クレジットカードで納付ができます！

インターネット上の専用サイトから、クレジットカードを利用して、24時間自動車税の納付が可能です。

次のマークのあるクレジットカードが使えます。



詳しくは、自動車税納税通知書に同封されている、リーフレットをご覧ください。

○転居等で住所が変更になった方は、住所変更の手続きが必要となりますので、問い合わせ先までご連絡ください。

○自動車税は次の場所で納税できます。

- ・道内の金融機関、郵便局
- ・お近くの総合振興局（振興局）又は道税事務所
- ・コンビニエンスストア

### 【問い合わせ先】

北海道宗谷総合振興局  
税務課納税係

〒097-8558 稚内市末広4丁目2-27  
電話：0162-33-2520